

◎新潟県告示第487号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和元年11月新潟県告示第678号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和元年10月12日から令和2年5月28日までの間に到来するもの（法人の県民税及び事業税に係るものを除く。）について、令和2年5月29日とする。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町